

三重県放置自動車事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号。以下「条例」という。）第四章第二節及び三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成13年三重県規則第39号。以下「規則」という。）第四章の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の受付)

第2条 県が所有し、又は管理する土地（以下「県有地等」という。）において放置されている自動車（以下「放置自動車」という。）に関する情報提供は、当該県有地等の管理担当所属で受け付けるものとする。

2 前項による情報提供について、当該県有地等の管理担当所属以外の所属に寄せられたときは、情報提供を寄せられた所属は、速やかに当該県有地等の管理担当所属に連絡するものとする。

(確認)

第3条 県有地等の管理担当所属の長（以下「管理担当所属長」という。）は、当該所属が管理を担当する県有地等における放置自動車について、情報提供を受け付けたとき、又は自ら発見したときは、放置自動車整理簿（第1号様式）に確認事項を記載するものとする。

(現場調査及び警告書の貼付)

第4条 管理担当所属長は、前条による確認後、速やかに当該放置自動車の現場調査を行うものとする。

2 管理担当所属長は、前項による現場調査に着手したときは、当該放置自動車の撤去を促すために、条例第78条第1項による警告書（第2号様式）を当該放置自動車に貼付するものとする。

3 管理担当所属長は、放置自動車の現場調査を行うときは、放置自動車整理簿（第1号様式）に基づいて行うとともに、当該放置自動車が置かれている県有地等を管轄する警察署の協力を得て行うものとする。

4 管理担当所属長は、放置自動車の現場調査において、当該放置自動車が、条例第78条第2項各号のいずれにも該当するときは、調査の目的を達成するために必要な範囲内で、車内の調査を行うものとする。

5 管理担当所属長は、前項による車内の調査について、当該放置自動車の施錠がされているときは、予め施錠を解除して行うものとする。

6 管理担当所属長は、前項による施錠の解除を行うときは、次の点に留意するものとする。

- (1) 車体の破損防止に努めること。
- (2) 必要に応じて、解錠に係る専門技術を有する業者等に依頼すること。
- (3) 車内の調査の終了後には、再施錠を行うこと。

(関係機関への照会)

第5条 管理担当所属長は、前条による現場調査等の結果、当該放置自動車の自動車登録番号又は車台番号が判明したときは、当該放置自動車の登録事項等を確認するため、第3号様式により環境森林部ごみゼロ推進室長（以下「ごみゼロ推進室長」という。）に依頼するものとする。なお、当該放置自動車の写真（3枚程度）を添付するものとする。

- 写真例：①警告書の貼付していることがわかる放置自動車の写真
②ナンバープレート（無い場合は車体番号）が読める放置自動車の写真
③放置自動車が放置されている状況がわかる写真

- 2 ごみゼロ推進室長は、管理担当所属長から前項による依頼を受けたときは、速やかに当該放置自動車の登録等を所管する運輸支局長等に、第4号様式により照会するものとする。
- 3 ごみゼロ推進室長は、前項による照会事項について、運輸支局長等から回答があったときは、速やかに第1項による依頼を行った管理担当所属長に、第5号様式により報告するものとする。
- 4 管理担当所属長及びごみゼロ推進室長は、前項により知り得た情報について、当該放置自動車を撤去するため以外の目的に利用してはならない。

(移動及び保管)

- 第6条 管理担当所属長は、条例第79条第2項による警察署への通知を行うときは、第6号様式により行うものとする。
- 2 管理担当所属長は、条例第79条第3項による放置自動車の所有者等への通知を行うときは、放置自動車保管通知書（規則第25号様式）により行うものとする。
 - 3 管理担当所属長は、条例第79条第3項のただし書きによる公示を行うときは、第7号様式により行うものとする。

(撤去勧告)

- 第7条 管理担当所属長は、条例第78条第1項及び第2項による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に、第8号様式により条例第80条第1項による撤去勧告を行うものとする。
- 2 管理担当所属長は、前項による撤去勧告を行うときは、配達証明郵便で行うものとし、勧告に伴う撤去期限は、勧告の日から1ヶ月とする。

(撤去命令)

- 第8条 管理担当所属長は、条例第80条第2項による撤去命令を行うときは、第9号様式により行うものとする。
- 2 管理担当所属長は、前項による撤去命令を行うときは、予め第10号様式により弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 管理担当所属長は、第1項による撤去命令を行うときは、配達証明郵便で行うものとし、命令に伴う撤去期限は、命令の日から1ヶ月とする。

(自動車廃物認定委員会)

- 第9条 管理担当所属長は、条例第81条第1項により自ら廃物と判断することが困難な

放置自動車について、条例第82条第1項による三重県自動車廃物認定委員会（以下「委員会」という。）の意見聴取を求めるときは、第11号様式によりごみゼロ推進室長に依頼するものとする。

- 2 ごみゼロ推進室長は、管理担当所属長から前項による依頼を受けたときは、条例第81条第2項により速やかに委員会に諮問するものとする。
- 3 ごみゼロ推進室長は、委員会から受けた答申結果について、速やかに第1項による依頼を行った管理担当所属長に、第12号様式により報告するものとする。
- 4 委員会は、原則として四半期に1回開催するものとする。

(廃物認定の告示)

第10条 管理担当所属長は、条例第81条第1項により自ら廃物と判断する放置自動車については、第13号様式によりごみゼロ推進室長に、条例第81条第1項による廃物認定を行うための告示（条例第81条第3項による告示）を行うよう依頼するものとする。

- 2 ごみゼロ推進室長は、前項による依頼を受けたとき、又は第9条第2項による諮問の結果、委員会から廃物と判断できる旨の答申を受けたときは、速やかに条例第81条第3項により、当該放置自動車を廃物と認定するための告示を行うものとする。
- 3 管理担当所属長は、ごみゼロ推進室長が前項による告示を行ったときは、遅滞なく当該放置自動車に撤去告知書（第14号様式）を貼付するものとする。

(廃物認定)

第11条 ごみゼロ推進室長は、前条第2項による告示を行った日の翌日から14日を経過したときは、当該放置自動車を廃物と認定するものとする。

- 2 ごみゼロ推進室長は、前項により廃物と認定したときは、第9条第1項又は前条第1項による依頼を行った管理担当所属長に、第15号様式により通知するものとする。

(廃物認定外の告示)

第12条 管理担当所属長は、条例第81条第1項により廃物と判断することが困難な放置自動車について、その所有者等が判明しないときは、第16号様式によりごみゼロ推進室長に、条例第83条第2項による告示を行うよう依頼するものとする。

- 2 ごみゼロ推進室長は、前項による依頼を受けたときは、速やかに条例第83条第2項による告示を行うものとする。
- 3 管理担当所属長は、ごみゼロ推進室長が前項による告示を行ったときは、遅滞なく当該放置自動車に撤去告知書（第17号様式）を貼付するものとする。

(処分)

第13条 管理担当所属長は、ごみゼロ推進室長から第11条第2項による通知を受けたとき、又はごみゼロ推進室長が前条第2項による告示を行った日の翌日から3月を経過したときは、速やかに当該放置自動車を処分するものとする。

- 2 管理担当所属長は、前項により放置自動車を処分するときは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく引取業登録業者に引渡し、適正に処分するものとする。

3 管理担当所属長は、前項による引渡し等、放置自動車の処分において自動車リサイクル法に基づく事務を行うときは、財団法人自動車リサイクル促進センターが作成する「放置車両引取システム実務詳細マニュアル」に基づいて行うものとする。

(保管放置自動車の返還)

第14条 管理担当所属長は、条例第79条第1項により移動し、保管した放置自動車を返還するときは、当該放置自動車の所有者等に、保管放置自動車返還申請書（第18号様式）を提出させるものとする。

(費用の請求)

第15条 管理担当所属長は、条例第84条による費用の請求を行うときは、費用請求書（第19号様式）により行うものとする。

(寄付金の申請)

第16条 管理担当所属長は、所有者等が判明しない放置自動車を処分したときは、その費用の一部について、路上放棄車処理協力会に寄付金の申請を行い、処理費用の負担を求めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月 1日から施行する。

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成14年 7月 1日から施行する。

この要領は、平成14年10月 1日から施行する。

この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。